独立行政法人製品評価技術基盤機構 受託規程

制定　平成１３年　４月　１日
最終改正　　令和８年　８月１３日

（目的）
第１条　この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）における業務の受託に係る契約に関する事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

（定義）
第２条　この規程において、「受託業務」とは、機構が国その他機構以外の者（以下「委託者」という。）の委託を受けて行う契約（以下「受託契約」という。）に基づいて行う業務をいう。

（適用）
第３条　受託契約事務の取扱いについては、独立行政法人製品評価技術基盤機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）、会計規程（財会－法Ａ－会計規程）に定めるほか、この規程の定めるところによる。

（受託基準）
第４条　受託業務は、業務方法書第２２条に基づき行わなければならない。

（受託責任者）
第５条　理事長は、受託責任者に受託業務に関する事務を行わせることができる。
２　前項に定める受託責任者の職制及び事務範囲は、別記のとおりとする。
３　受託責任者は、所属の職員に前項に定める事務についての補助を行わせることができる。

（受託業務の応募等）
第６条　受託責任者は、委託者から依頼を受け受託業務を行う場合は、理事長の承認を得なければならない。ただし、法令等で機構に委託することが定められている場合はその限りでない。
２　受託責任者は、委託者が公募する受託業務へ応募する場合は、理事長の承認を得なければならない。ただし、当該受託業務で再委託先等を決定した上で応募する必要がある場合には、契約審査委員会要領（財会－法Ｂ－契約委員会）第５条第１項第四号に規定する審査を受けなければならない。
３　受託責任者は、前項の公募が競争入札の場合には入札金額を算定し、併せて入札を委任する者を指名して理事長の承認を得るものとする。
４　第２項の規定により応募を決定した場合の手続は、次号のいずれかによる。
一　委託者が競争入札により受託者を決定する場合は競争入札に参加
二　委託者が競争入札によらず企画競争等により受託者を決定する場合は公募への応募

（再委託による受託業務）
第７条　受託責任者は、受託業務の一部を機構以外の者に行わせる（以下「再委託」という。）場合には、委託者との契約に基づき行うこととする。ただし、当該契約に必要な手続が定められていないと判断した場合には、委託規程（財会－法Ｂ－委託規程）の規定に準じて必要な措置を取ることができる。

（受託業務の決定）
第８条　第６条第１項に規定する受託業務は、同条同項による承認を得た後、委託者に当該業務を受託する旨を申請等で通知することにより決定する。

２　第６条第４項第一号に規定する受託業務は、同条第２項による承認を得た後、当該業務の競争入札で落札した場合に決定する。
３　第６条第４項第二号に規定する受託業務は、同条第２項による承認を得た後、当該業務の企画競争等で委託者の発行する採択通知書等の通知を受けた場合に決定する。

（受託契約）
第９条　受託責任者は、前条各項に基づき業務の受託を決定した場合には、委託者と受託契約を締結しなければならない。
２　前項の受託契約は、委託者の公募要領等に提示された契約書案によるものとする。ただし、当該公募要領等に契約書案が提示されていない場合には、受託契約書で次の各号に掲げる事項を定めることとし、特段の事情がある場合は、委託者との協議により、次の各号に掲げる事項の一部を省略し、又は新たな事項を追加するものとする。
一　受託業務の題目
二　受託業務の目的及び概要
三　受託業務の実施場所及び実施方法
四　受託業務の開始及び終了の時期
五　受託料の額及びその納付の方法
　なお、分割して納付させることとした場合は、受託契約締結後６０日以内に総額の３０％以上の金額を納付させることとし、受託業務終了後６０日を経過する日までに全額を納付させることを必要条件とする。
六　受託料が適正に支払われないときの措置
七　受託業務の遂行が困難となった場合の措置その他契約の変更又は解約の条件
八　受託業務の再委託に関する事項
九　成果の報告に関する事項
十　受託業務により取得した特許法（昭和３４年法律第１２１号）に規定する特許権、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和３４年法津第１２５号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）に規定する回路配置利用権及び種苗法（平成１０年法律第８３号）に規定する育成者権（以下、総称として「工業所有権」という。）及び当該工業所有権を受ける権利等並びに著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定する著作権（以下「知的財産権」という。）の帰属等に関する事項
十一　機構が受託業務により製造し、又は取得した土地、建物、工作物及び工具器具備品（以下「設備等」という。）の帰属に関する事項
十二　契約の更新に関する事項（必要な場合）
十三　その他必要な事項
３　前２項の規定は、契約の内容を変更しようとする場合に準用する。
４　受託責任者は、前３項により受託契約を締結した場合には、収入管理規程（財会一法Ｂ一収入規程）第３条第４項に規定する収入発生管理者（以下「収入発生管理者」という。）へ通知しなければならない。

（受託業務の経費算定）
第１０条　受託責任者は、前条に規定する受託契約の締結に当たっては契約金額を算定することとし、その算定額は、当該受託業務の実施に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該受託業務に関連し直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合計額とする。
２　前項の直接経費及び間接経費の算定基準は別表１のとおりとする。ただし、これにより難い場合は理事長の承認を得るものとする。

（受託料の納付等）

第１１条　出納事務規程（財会－法Ｂ－出納規程）第３条第１項第一号に規定する債権管理責任者（以下「債権管理責任者」という。）は、受託契約締結後、当該契約に従い速やかに受託料を委託者に納付させるものとする。
２　債権管理責任者は、委託者が納付した、又は納付すべき受託料については、原則として返還又は免除しない。ただし、契約書に返還又は免除に関する規定がある場合は、それに従うこととする。

（受託業務が複数年にわたる場合の受託契約等）
第１２条　受託責任者は、受託業務が複数の事業年度にわたると予想される場合には、理事長の承認を得た上で、複数年契約又は自動更新方式の単年度契約を締結することができる。

（契約の解除等）
第１３条　受託責任者は、次の各号の一に該当する場合は、理事長の承認を得て受託業務を中止し、又は受託契約を解除することができる。
一　委託者が定められた期日までに受託料を納付しない場合
二　天災その他のやむを得ない事由により、受託業務の遂行が困難となった場合
三　委託者から当該業務の中止の申出があった場合

（受託業務の報告等）
第１４条　受託責任者は、受託業務が終了し、又は中止したときは、その旨を委託者に報告するものとする。
２　受託責任者は、前項の報告を受けて委託者が行った検査の内容及び経費確定額を記載した書類を委託者に提出させなければならない。
３　受託責任者は、前２項による書類の写しを収入発生管理者へ送付しなければならない。

（成果の公表）
第１５条　受託責任者は、受託契約に特別の定めがある場合を除き、受託業務の成果を公表することができる。

（委託研究員等）
第１６条　受託責任者は、必要があると認めたときは、受託契約の範囲内で委託者が派遣する職員を、委託研究員又は試験研究の補助者として受託業務に従事させることができる。

（知的財産権）
第１７条　受託業務（国からの受託業務を除く。）の実施に伴う発明等の成果に係る知的財産権は、受託契約に特別の定めがない限り機構に帰属するものとする。

（設備等の所有権）
第１８条　受託業務により取得した設備等は、受託契約に特別の定めがない限り機構に帰属するものとする。

（適用除外等）
第１９条　受託責任者は、委託者が国、地方公共団体、特殊法人若しくは独立行政法人の場合又は特段の事情があると認める場合は、本規程の一部を適用しないことができる。
２　受託責任者は、本規程に定める事項のほか、受託業務の実施に関し必要があると認める事項を、委託者との合意により別に定めることができる。

（本規程の管理部署）
第２０条　本規程の管理部署は、経営企画部財務・会計課とする。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成１４年２月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２１年２月２７日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２５年３月２５日改正し、同日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２６年３月１０日改正し、同日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２７年３月３１日改正し、平成２７年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２８年３月２３日改正し、平成２８年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）

第１条　この規程は、平成２９年３月２７日改正し、平成２９年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成３０年３月１５日改正し、平成３０年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和５年９月１日から施行する。なお、別表１及び別表１付表については令和５年９月１日の施行後に契約を行う受託業務に対して適用する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和６年９月１日から施行する。
　なお、別表１及び別表１付表については令和６年９月１日の施行後に契約を行う受託業務に対して適用する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和７年８月１日から施行する。
　なお、別表１及び別表１付表については令和７年８月１日の施行後に契約を行う受託業務に対して適用する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）

第１条　この規程は、令和８年８月１５日から施行する。
　なお、別表１及び別表１付表については令和８年８月１５日の施行後に契約を行う受託業務に対して適用する。

別記（第５条関係）

受託責任者の職制及び事務の範囲

名称	職制	受託事務の範囲
受託責任者	監査室長	１．監査室の受託業務の管理に関すること。
	経営企画部長	１．経営企画部の受託業務の管理に関すること。
	電気安全評価センター所長	１.電気安全評価センターの受託業務の管理に関すること。
	バイオテクノロジーセンター所長	１.バイオテクノロジーセンターの受託業務の管理に関すること。
	化学物質管理センター所長	１.化学物質管理センターの受託業務の管理に関すること。
	適合性評価推進センター所長	１.適合性評価推進センターの受託業務の管理に関すること。
	製品安全センター所長	１.製品安全センターの受託業務の管理に関すること。

別表１

受託業務等経費算定基準

１．機構の受託業務に必要な経費は、次に掲げる直接経費及び間接経費の合計額とする。

一　直接経費

受託業務に必要な備品費、消耗品費、人件費、光熱水料、旅費、その他の当該受託業務の遂行に直接必要となる経費

二　間接経費（一般管理経費を含む。）

機構の業務能力の涵養、当該受託業務の管理に必要となる経費として、次の計算式により算出した額

ア　国、地方公共団体、特殊法人若しくは独立行政法人からの委託又は再委託である場合
［計算式］　直接経費×１５％

イ　アに掲げる国又は機関からの委託又は再委託であって、その委託資金が「科学技術基本計画（平成13年3月30日）閣議決定」に定める、競争的資金である場合
［計算式］　直接経費×３０％

ウ　ア、イ以外の場合
［計算式］　直接経費×３０％

２．直接経費のうち、職員等の一日当たりの人件費等の単価については次の基準による。

一　常勤職員については、別表１付表「常勤職員区分単価表」に記載された時間単価に7.75時間を乗じて得た額（円位未満切捨て）

二　非常勤職員については、別表１付表「単価算出方法４．」による時間単価に7.5時間を乗じて得た額（円位未満切捨て）

三　労働者派遣契約により派遣された者については、派遣契約額によるものとする。

３．常勤職員の人件費単価については、原則毎年度単価見直しの検討を行う。

別表１付表

常 勤 職 員 区 分 単 価 表

区　　分	単 価 （ 時 間 ）
部　　長、所　　長、 監 査 室 長、統　括　官、 参　　与、技　　監、 次　　長、上 席 参 事 官、 任期付研究員法１号研究員 （４号俸以上） 専門スタッフ職（２・３級）	７，２２０円
課　　長、参　事　官、 セ ン タ ー 長、支　所　長、 専門スタッフ職（１級）、 任期付研究員法１号研究員 （２・３号俸）	６，１４０円
専　門　官、主　　査、 任期付研究員法１号研究員 （１号俸）	５，５４０円
主　　任、 任期付研究員法２号研究員	４，２７０円
上 記 以 外 の 職 員	３，５７０円
全　職　員　平　均	４，４１０円

単価算出方法

１．単価算出対象者

単価算出時の前年度末日の勤務職員（年度途中の転入・復職者、休職及び育児休業中等で給与又は賞与が減額された者を除く。）

２．計算式

（上記区分別の単価算出対象者の給与等支給総額＋法定福利費の割合を乗じて得た額）÷区分別対象者数÷要勤務日数÷7.75時間＝時間単価（十円未満四捨五入）

３．法定福利費の割合（常勤職員）

国家公務員共済組合	掛金率	本人負担分	**法定福利費（事業者負担分の率）**	
短期掛金	8.26	4.13	**4.13**	**%**
介護掛金	1.636	0.818	**0.818**	**%**
長期掛金 （厚生年金保険料）	18.3	9.15	**9.15**	**%**

長期掛金 （退職年金掛金）	1.50	0.75	**0.75**	**%**	
長期掛金 （経過的公務上給付負担金）	0.03	0	**0.03**	**%**	
子ども・子育て拠出金	0.36	0	**0.36**	**%**	
計	30.086	14.848	**15.238**	**%**	**←主査以上の単価に適用**
（介護掛金除く計）	28.45	14.03	**14.42**	**%**	**←主任以下の単価に適用**

４．非常勤職員については、機構の「非常勤職員の給与等に関する規程」に基づき支給された支給総額に当該非常勤職員が加入している法定福利費の割合を乗じて得た額を加え、勤務日数及び一日の勤務時間（7.5時間）で除して得た単価（十円未満四捨五入）

５．法定福利費の割合（非常勤職員）

健康保険・厚生年金保険・雇用保険	掛金率	本人負担分	**法定福利費（事業者負担分の率）**	
短期掛金	8.26	4.13	**4.13**	**%**
介護掛金	1.636	0.818	**0.818**	**%**
厚生年金保険料率	18.30	9.15	**9.15**	**%**
子ども・子育て拠出金	0.36	0	**0.36**	**%**
雇用保険料率	1.45	0.55	**0.90**	**%**
計	30.006	14.648	**15.358**	**%**
（介護掛金除く計）	28.37	13.83	**14.54**	**%**

注：各非常勤職員が加入する保険等により法定福利費の割合は異なる。